

事業系一般廃棄物に関する取り組みについて

(目次)

はじめに

I 事業系廃棄物について

1. 廃棄物の分類
2. 廃棄物に対する事業者の責務
3. 廃棄物処理業者への委託

II 事業用大規模建築物の所有者等の義務について

1. 対象とする建築物
2. 事業用大規模建築物の所有者等の義務
3. 廃棄物管理責任者
 - (1) 責務
 - (2) 職務
 - ① 計画
 - ② 点検
 - ③ 折衝
 - ④ 教育
 - (3) 選任
 - (4) 届出
4. 事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正処理に関する計画書
5. 立ち入り検査及び報告書の提出
6. 勧告
7. 廃棄物の受入制限

III ごみの減量・資源化の進め方について

1. ごみの減量・資源化
2. 再生品の使用について
3. 減量・資源化の問題点
 - (1) 資源物の回収量が少なく、資源回収業者と話がまとまらない場合
 - (2) テナントビルの場合
 - (3) 再資源化したいが、回収業者（リサイクル業者）が見つからない
4. 従業員教育について
5. 資源化物の保管場所
6. 業種別特徴と減量・資源化対策

<参考>

平成30年度事業用大規模建築物に関する「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」集計結果

市 川 市

生活環境保全課

は　じ　め　に

市川市の平成 30 年度度ごみ総排出量は、137,160 トンで、前年度と比べて 441 トン (0.3%) の減少となりました、

このうち事業所から出されたごみは、33,813 トン (ごみ総排出量の 24.7%) に及んでおり、前年度と比べて 449 トン (1.3%) の増加となりました。

このことから、ごみの減量・資源化を推進していく上で、事業者の皆様が担う役割は極めて重要なものになっています。

今日、ごみの処理については、従来の排出されたごみを適正に処理し埋め立てることから、発生抑制及び資源化等により有効利用を図る“資源循環型社会”の構築へと変化しております。

この資源循環型社会の構築は、行政だけでは成し得られず、事業者の皆様の協力が不可欠になっています。

このような中で、市川市では平成 14 年に「市川市一般廃棄物処理基本計画 (いちかわじゅんかんプラン 21)」を策定し、今まで様々なごみ減量策、資源化を推進してまいりましたが、より積極的なごみ減量を図るため、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」において、事業活動に使用される一定規模以上の建築物の所有者・占有者に対して、ごみの減量・資源化を推進するため「廃棄物管理責任者」の選任、「事業系一般廃棄物の減量・資源化及びその適正な処理に関する計画書」の提出を義務づけているところです。

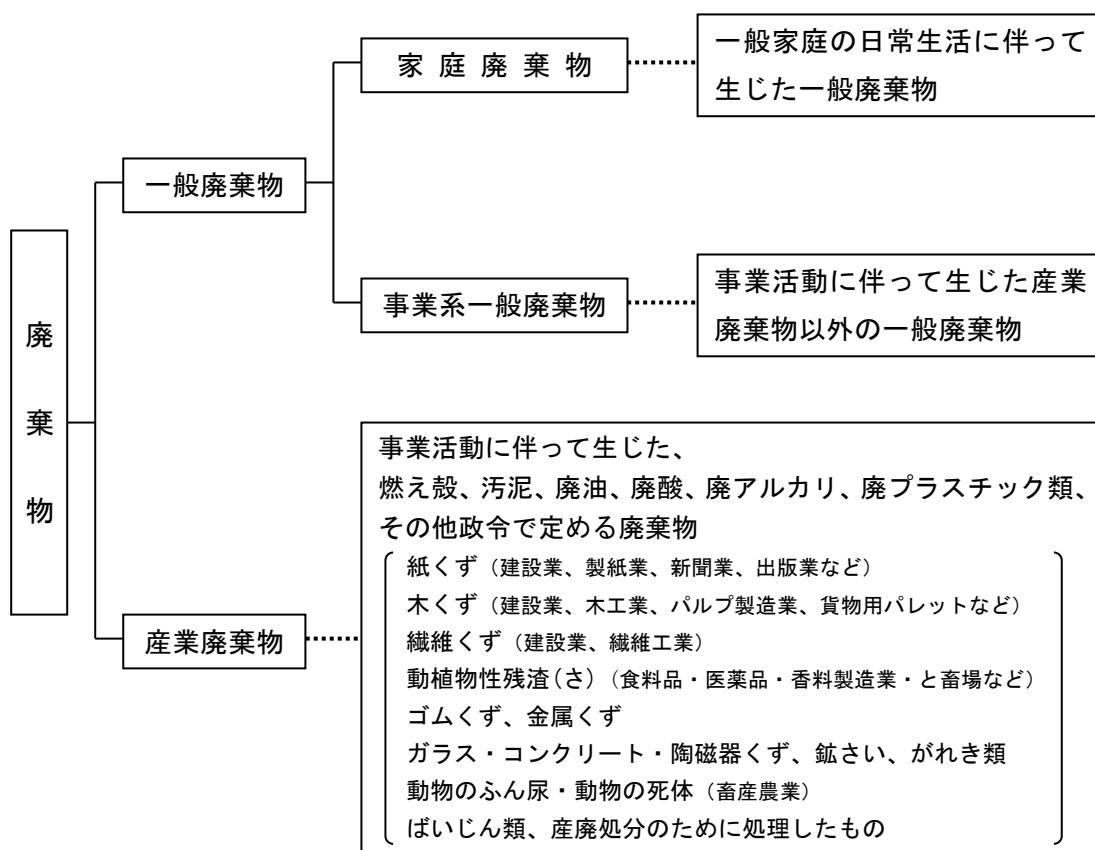
今後とも、ごみの適正処理及び減量・資源化の推進に一層のご理解とご協力をお願い致します。

I. 事業系廃棄物について

1. 廃棄物の分類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法律」といいます。）では、廃棄物を大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分け、各々適正に処理しなければならないとされています。

さらに、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」といいます。）では、一般廃棄物を「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けています。



2. 廃棄物に対する事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系廃棄物）の処理については、法律で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（第3条第1項）とし、条例でも同様の規定をしています（第4条第2項）。

市川市では、事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物）について、「自らの責任において処理」するとは、

- ① 自分でクリーンセンターに持ち込む。
- ② 市が許可した業者に委託する。（許可業者との委託契約）

のいずれかの方法で処理することとしています。

また、条例では、「事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。」

（第4条第1項）とも定め、各事業所の形態に即した**廃棄物の発生抑制策**を計画・実践していただくとともに、廃棄物を積極的に**資源として再生利用**することを求めています。

3. 廃棄物処理業者への委託

事業系一般廃棄物の処理（収集・運搬等）を委託できる業者は、市長から一般廃棄物処理業の「許可」を受けている業者に限られますので、必ずこの許可を受けている業者と契約をしてください。

なお、専ら再生利用の目的となる廃棄物（以下「専ら物」：古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類、古繊維）のみの処理を委託する場合、許可を受けていない業者でも収集・運搬の処理を委託することができます。

産業廃棄物の処理については、千葉県知事の許可を受けた業者と契約をしてください。

「許可」を受けていない業者に委託することはできません。

（産業廃棄物処理に関する問い合わせについては、千葉県環境生活部廃棄物指導課）

Ⅱ．事業用大規模建築物の所有者等の義務について

市川市では、事業系一般廃棄物の発生の抑制、再利用・資源化を促進するため、下記に該当する建築物の所有者又は占有者に、一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書の提出、廃棄物管理責任者の設定を義務付け、資源循環型社会への取り組みを求めています（条例第16条）。

1．対象とする建築物

この条例で対象とする建築物は、次のとおりです。

- (1) 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗）
- (2) 次の用途に供される部分（共用部分を含む）の延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物
 - ア．興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - イ．店舗又は事務所
 - ウ．旅館又はホテル

なお、同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれの建築物の対象事業用途の延べ床面積が3,000平方メートル以下となる事業所においても、すべての事業所の対象床面積の合計が3,000平方メートル以上となる場合には、敷地内の全棟を対象とします。

2．事業用大規模建築物の所有者等の義務

- ①事業用大規模建築物の所有者又は占有者は、製品の再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければなりません。
- ②事業用大規模建築物の所有者又は占有者は、廃棄物を製品の原料とする等、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を資源化しなければなりません。
- ③事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する業務を担当させるため「**廃棄物管理責任者**」を選任し、その旨を市長に届け出なければなりません。

（選任の日から14日以内）

④「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」を作成し、当該計画書を市長に提出しなければなりません。

(提出期日 原則として毎年5月31日まで。)

⑤所有者及び占有者は、前3項に規定する義務の履行に関し、相互に協力しなければなりません。

3. 廃棄物管理責任者

(1) 責 務

「廃棄物管理責任者」は、その建築物から排出される廃棄物の実質的な責任者となりますから、廃棄物の処理実態を把握し、社員やテナントに対して減量、資源化、適正処理の促進を指導し、これらについて具体的に実施していく責任があります。

(2) 職 務

「廃棄物管理責任者」が実施する具体的なことがらはずつぎのとおりです。

①計 画

- ・建築物から発生する廃棄物の種類、量、処理方法の把握
- ・廃棄物の量の記録及び関係書類の保管、帳簿等の整理
- ・事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書の作成・提出
- ・廃棄物の減量・資源化・適正処理のための組織や体制の整備

②点 検

- ・計画が順調に進んでいるか等を定期的に点検し、必要に応じて計画の見直しを行う。

③折 衝

- ・廃棄物処理業者との折衝
- ・資源回収業者との折衝

④教 育

- ・社員やテナントに対し、廃棄物の適正な処理方法や減量・資源化の必要性などの啓発活動を行う。

(3) 選 任

「廃棄物管理責任者」には、所有者等自身を選任するか、所有者等としての権限を委任できる方で、建築物から排出される廃棄物について全体的に管理できる方を、事業用大規模建築物ごとに1名選任してください。

(4) 届 出

選任の日から14日以内に届け出てください。

また、人事異動等により「廃棄物管理責任者」を変更した場合も同様です。

(提出先) 〒272-0033 市川市市川南2丁目9番12号(市川南仮設庁舎2階)

市川市環境部生活環境保全課

4. 事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書

廃棄物の発生抑制や、資源化を効果的に進めるため、「事業系一般廃棄物減量・資源化・適正処理計画書」を毎年度提出していただきます。

(提出期日) 原則として毎年5月31日まで。

但し、やむを得ない事情があると認めるときは、別に定める日まで。

※本年度の計画書につきましては、令和2年5月29日(金)までにご提出ください。

(提出先) 上記「3. 廃棄物管理責任者」(4)届出と同様。

5. 立ち入り検査及び報告の提出

市は条例に基づき、立ち入り検査及び報告の提出を求める場合があります。

立ち入り検査に際しては、原則、事前に所有者等に対し、立入年月日や、その方法、検査事項等についてお知らせします。

この場合には、廃棄物管理責任者の立会いをお願いします。

6. 勧告

事業用大規模建築物の所有者等の義務規定に違反のある場合、所有者等に対し期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告します。

また、勧告を受けた所有者又は占有者は、指定を受けた措置期限までに必要な措置を講じるとともに、措置の完了に際しては、その旨市川市長へ届け出てください。

7. 廃棄物の受入制限

6で述べた勧告に対し、所有者等が従わないときは、その建築物から排出される事業系一般廃棄物を市の処理施設へ搬入ができなくなる場合があります。

Ⅲ. ごみの減量・資源化の進め方について

1. ごみの減量・資源化

いままで、ごみとして排出していた物の中にも、更に細かく分別を行えば資源として有効に活用できるものがあります。

(例) 燃えるごみの中から・・・

紙類(ダンボール、新聞、雑誌)、布類、ペットボトル等

燃えないごみの中から・・・

ビン、アルミ缶、スチール缶等金属類

これらは資源として再利用できるものです。再生資源として扱えば、貴事業所から排出されるごみの量を減らすことができます。

これらの回収については、登録廃棄物再生事業者、資源回収業者等と相談してください。

(問い合わせ先)

登録廃棄物再生事業者…詳しくは、

千葉県 環境生活部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導室

市内の紙問屋…詳しくは、

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/env06/1531000001.html>

2. 再生品の使用について

廃棄物はリサイクルされることにより、ごみとして処分することなく新たな資源として再利用され、製品として生まれ変わります。

資源循環型社会を考える場合、資源として再利用するものの回収策を講じることとあわせて、再生された製品の使用拡大を図ることが、資源循環の輪を広めるために非常に大きな役割を果たすことになります。

そこで、各事業所の皆様には、紙類であればコピー用紙、各種の印刷物等に再生品を積極的に使用していただくようお願いします。また、使い捨て製品の使用は極力避けるようお願いいたします。

3. 減量・資源化の問題点

(1) 資源化物の回収量が少なく、資源回収業者と話がまとまらない場合

- ・廃棄物処理業者の中には、廃棄物収集の際に、資源化物を引き取って、再生業者へ納入している業者もあります。収集業者に相談してみてください。
- ・自動販売機のビン・缶については、納入業者に引き取ってもらうことも方法の1つです。

(2) テナントビルの場合

テナントビルの場合は、各テナントの業務形態の違いにより発生する廃棄物もまちまちであり、更に、各テナントの意識等も様々なため、統一的に実施するのは難しいと考えられます。それぞれの業務形態を把握し、それぞれの分別方法などを検討する必要があると考えられます。そのため、各テナントの代表者等を集めた会議を開き、理解を深めてもらい、協力を得るようにしてください。

(3) 再資源化したいが、回収業者（リサイクル業者）が見つからない

専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空きびん類、古繊維)のみの回収を依頼する場合、一般廃棄物の処理委託と異なり、市内の許可業者以外にも回収を依頼することが可能です。そのため、市内外の廃棄物処理業の許可を持っていない業者に依頼することもできます。広域的に回収業者（リサイクル業者）を探すことにより、再資源化できる品目・量を増やすよう努めてください。

4. 従業員教育について

ごみの減量・資源化を効率よく進めるためには、個々の従業員の積極的な協力が不可欠です。このため、「ごみ問題」に対する定期的な教育を行い、従業員の意識の向上を目指す必要があります。

5. 資源化物の保管場所

資源化を実施し量が増えてくれば、それを回収するまでの間、ストックする場所が必要になってきます。資源化物はごみの保管とは別に、その保管場所を確保する必要があります。保管場所未設置の事業所については、その確保に努めていただくようお願いします。

6. 業種別特徴と減量・資源化対策

各事業所の業態により、ごみの組成及び発生抑制・再資源化対策もさまざまです。

ここでは、事務所・小売店舗を中心に取り組み事例も紹介しながら、ごみの減量・資源化の進め方をまとめてみましたので、貴事業所での計画・実践の参考にしてください。

	事 務 所	小 売・飲 食 店 舗	そ の 他
ごみ質の特徴・課題	<ul style="list-style-type: none"> 紙類（OA用紙、新聞、雑誌、カタログ等）が多く発生する。 シュレッダーされたOA用紙のリサイクルが情報保護の観点で、課題となっている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ダンボールは、他の業種に比較して非常に多く、資源化率も高くなっている。 包装梱包材（ビニール、結束バンド等）と食料・食品残渣（生ごみ）の排出量が多い傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ホテルや博物館等集客施設は、施設利用者の排出するごみが多く、その主なものは、飲食容器となっている。 多種用途の複合施設は、テナント内の統一的組織体制の確立が課題。 多種多様な品目に渡る廃棄物が排出される。
発生抑制（減量化）	<ul style="list-style-type: none"> 資料の共有化推進、磁気ディスクの積極的使用。 従業員への通知等は、掲示板や回覧を活用する。また、社内LANの導入によりペーパーレス化を促進する。 テナント会議でのごみ問題に対する定期的な協議。 減量・資源化への全社的組織の整備 紙の両面使用 	<ul style="list-style-type: none"> コンテナ等の通い箱納品制度や梱包材の簡素化の導入 生ごみの水切りを徹底する。また、乾燥・減容化機械の導入を図る。 再生可能な商品の販売に努め、使い捨て容器等の発生抑制に留意する。 	